

第二百十三号議案

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
第六条第三号を次のように改める。

三 精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

ふぐ調理師の欠格事由に係る規定を改める必要がある。